

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	健康増進事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川辺町は、健康増進事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

川辺町長

公表日

令和4年3月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業に関する事務
②事務の概要	<p>健康増進法(平成14年8月2日法律第103号)に基づき、健康教育、健康相談、訪問指導、各種健(検)診(がん検診・肝炎ウイルス検診・骨粗鬆症検診・歯周疾患検診)など、住民の健康増進のために必要な事業を推進している。健康増進法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>生活習慣相談等その他健康増進事業の実施 健康増進法による健康増進事業の対象者の把握と受診券の発行 事後指導及び結果管理</p> <p>健康診査及び各種がん検診等の実施に関する事務については以下のとおり。 ・実施した各検診(一次・精密)について、検診結果の情報をシステムに入力し、データ管理を行う。 ・一次検診の結果、要精密検査を判定された者のうち、精密検査未受診者に対し、受診勧奨を行う。 ・番号法の別表第二に基づいて、健康増進法による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。</p>
③システムの名称	健康かるて(住民健診)システム、統合宛名システム、中間サーバー・ソフトウェア/プラットフォーム
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理情報ファイル、統合宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項(利用範囲)、別表第一項番76 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)、別表第二 【情報提供】項番102の2 【情報照会】項番102の2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 【情報提供】第50条 【情報照会】第50条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉課
②所属長の役職名	健康福祉課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	岐阜県加茂郡川辺町中川辺1518-4 川辺町役場 総務課 電話0574-53-2511(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	岐阜県加茂郡川辺町中川辺1518-4 川辺町役場 総務課 電話0574-53-2511(代表)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年3月11日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年3月11日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月1日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長	住民課長 馬場啓司	住民課長	事後	
平成30年6月1日	II しいき値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年6月1日時点	平成30年6月1日時点	事後	
平成30年6月1日	II しいき値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年6月1日時点	平成30年6月1日時点	事後	
令和1年6月1日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ①部署	住民課	健康福祉課	事後	
令和1年6月1日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長	住民課長	健康福祉課長	事後	
令和1年6月1日	II しいき値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年6月1日時点	平成31年6月1日時点	事後	
令和1年6月1日	II しいき値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年6月1日時点	平成31年6月1日時点	事後	
令和4年3月11日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	健康増進法(平成14年8月2日法律第103号)に基づき、健康教育、健康相談、訪問指導、各種検診など、住民の健康増進のために必要な事業を推進するために行っている。また、各種の利用申込、受診券の発行、事業の提供、事後指導・結果管理などを行っている。 健康増進法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを利用する。 (1)生活習慣相談等その他健康増進事業の実施 (2)健康増進法による健康増進事業の対象者の把握	健康増進法(平成14年8月2日法律第103号)に基づき、健康教育、健康相談、訪問指導、各種健(検)診(がん検診・肝炎ウイルス検診・骨粗しょう症検診・歯周疾患検診)など、住民の健康増進のために必要な事業を推進している。健康増進法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを利用する。 生活習慣相談等その他健康増進事業の実施 健康増進法による健康増進事業の対象者の把握と受診券の発行 事後指導及び結果管理 健康診査及び各種がん検診等の実施に関する事務については以下のとおり。 ・実施した各検診(一次・精密)について、検診結果の情報をシステムに入力し、データ管理を行う。 ・一次検診の結果、要精密検査を判定された者のうち、精密検査未受診者に対し、受診勧奨を行う。 ・番号法の別表第二に基づいて、健康増進法による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。	事前	
令和4年3月11日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康からて(住民健診)システム、統合宛名システム	健康からて(住民健診)システム、統合宛名システム、中間サーバー・ソフトウェア/プラットフォーム	事前	
令和4年3月11日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項(利用範囲)、別表第一項番76	番号法第9条第1項(利用範囲)、別表第一項番76 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第54条	事前	
令和4年3月11日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	
令和4年3月11日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	※健康増進事業に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供及び情報照会が行わない。	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)、別表第二【情報提供】項番102の2 【情報照会】項番102の2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令【情報提供】第50条 【情報照会】第50条	事前	
令和4年3月11日	II しいき値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和4年3月11日 時点	事前	
令和4年3月11日	II しいき値判断項目 1 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和4年3月11日 時点	事前	
令和4年3月11日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	接続しない	十分である	事前	
令和4年3月11日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	接続しない	十分である	事前	